

議題（５）連携計画の重点施策の実施に伴う業務委託について

1. 重点施策の実施の考え方

連携計画に位置付け、国から事業計画の認定を受けた重点施策の実施については、協議会が実施する事業と協議会が関係者に実施を指示する事業に区別される。

協議会が実施する事業を委託する場合の契約手法については、各事業の詳細内容により、様々なケースが考えられることから、関係者と協議・調整が整い、事業を実施する段階で決定する。

2. 契約手法の決定（別紙「連携計画の重点施策一覧表」参照）

（１）今回決定する事業

実証運行及び実証運行に付随する事業については、第５回協議会で、阪急バス(株)と随意契約することが決定しているため、今回、契約手法を決定する事業は、評価・見直し、バスマップ、モビリティ・マネジメント（MM）の実施及び愛称の募集（バスデザインを含む）に係る事業とする。

（２）契約手法の決定（案）

上記事業に係る業務を遂行するにあたっては、公共交通、とりわけバス交通や利用促進等に関する専門知識、技術、ノウハウが必要である。

また、これらの業務については、今年度策定した箕面市地域公共交通総合連携計画の検討結果、既往成果、分析技術等を活用し、市民を含む分科会等で意見のとりまとめを行わなければならない。又、短期間での作業が必要となることから、同一の業者とすることが望ましく、十分な経験、知識、能力が必要不可欠である。

以上のことから、今年度、企画競争により箕面市地域公共交通総合連携計画策定業務委託を受託し、良好な成果を上げている中央復建コンサルタンツ(株)と随意契約することが最善である。

委託料の縮減に対する対応としては、国の補助金交付決定通知後、中央復建コンサルタンツ(株)から見積り徴収し、妥当性を十分確認し、予算の効率的執行を図るものとする。

3. 今後の手続きについて

平成２２年度初めに、国の地域公共交通活性化・再生総合事業補助金の交付申請をし、交付決定通知を受けた後、中央復建コンサルタンツ(株)と総合事業計画に係る業務委託契約を締結する。

契約手法を決定していないその他の業務委託については、今後、関係者と協議・調整が整った段階で規約、規程に基づき、会長又は事務局長が契約事務を行う。ただし、協議会に諮ることが望ましいと考えられる契約については、適宜、協議会に提案する。